

秘密保持契約

相手方正式名称(以下「XX(相手方契約上の略称)」という。)及び学校法人沖縄科学技術大学院大学学園(以下「OIST」といい、XX 及び OIST は各自「当事者」ということがある。)は、本秘密保持契約(以下「本契約」という。)別添1に記載の目的(以下「使用目的」という。)に使用するために OIST が XX に開示する情報の秘密を保護するため、当事者間において 年 月 日(以下「発効日」という。)付けで本契約を締結する。

第1条 「秘密情報」とは、第2条の規定に従うことを条件とし、OIST から XX へ開示する、あらゆる技術的又は非技術的、かつ非公開、秘密の、又は機密の情報を意味するものとする。これらは、次に挙げる情報を含み、またこれに限られない。①特許及び特許出願、②企業秘密、③OIST の現在、将来又は計画されている商品やサービスに関する機密情報、アイデア、サンプル、媒体、技術、スケッチ、図面、著作物、モデル、発明、ノウハウ、プロセス、装置、設備、アルゴリズム、ソフトウェアプログラム、ソフトウェアソース文書及び処方、またこれらに限らず、研究、実験、開発、デザインの詳細及びスペック、エンジニアリング、財務情報、調達条件、購入、製造、顧客リスト、投資家、職員、取引上又は契約上の関係、業績の見通し、販売、商品化及びマーケティングプランに関する OIST の情報や第三者に関して OIST が提供する情報、並びに④使用目的における目的の内容及び存在。

第2条 秘密情報が書面、図面、写真、グラフィック、ソフトウェア、ハードウェア、グラフ、チャート、又はディスクなどの有体物に具現している場合は、「秘密」又は、同様の表示を付すものとする。秘密情報が、口頭又は視覚的方法により開示された場合は、開示時点で秘密である旨明示するものとし、書面において遅滞なくその旨を XX に通知するものとする。

第3条 第4条に該当する場合を除き、XX は、第13条の期間中、常に秘密情報を機密として取り扱い、事前に書面において OIST が承認した場合を除き、いかなる第三者にも開示しないこと、及び使用目的のためにのみ秘密情報を使用することに同意する。XX は、秘密情報を知る必要があり、かつ、秘密保持契約に署名し、若しくは少なくとも本契約と同程度の秘密保持義務を課された従業員又は権限が付与された代表者に限り、秘密情報へのアクセスを許諾するものとする。

第4条 次の各号のいずれかに該当する情報について、XX が適切な証拠を提示することが可能な場合は、XX は本契約に基づく秘密保持義務を負わないものとする。

- (1) XX への開示時点において、既に公知となっていた情報
- (2) XX へ開示した時点以後に、XX の責に帰すべからず事由により公知となった情報
- (3) XX への開示時、XX が守秘義務を負うことなく、正当に保有していた情報
- (4) XX へ開示した時点以後に、XX が守秘義務を負うことなく正当に開示された情報
- (5) XX に開示された情報を利用することなく XX の職員又は代理人によって開発された情報

第5条 第3条に関わらず、XX は、管轄を有する裁判所又は政府機関の有効な命令により要求された場合、該当する秘密情報を本契約に違反することなく開示することができる。ただし、XX は、OIST に対し、事前にその開示の旨を通知し、開示を回避若しくは制限的に

For discussion purpose only: (案)

開示し、又は法律や命令に従う目的のみに秘密情報を利用されるような、法律上認められる申立て等を行い、又は OIST が当該申立て等を行うのに協力するよう、合理的な努力を講じるものとする。

第6条 XX は OIST により提供されるサンプル、プロトタイプ、ソフトウェアプログラムその他有体物が秘密情報を含むことに同意し、かつ、XX は、OIST の書面による事前承諾なく、秘密情報に含まれるかかる対象物の変更、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、派生物の作成、又は逆アセンブルを行わないことに同意する。

第7条 XX は、秘密情報の喪失又は不正開示があった場合、直ちに OIST に通知するものとする。

第8条 本契約の終了若しくは満了時、又は OIST の書面による要請をもって、XX は、OIST に対し秘密情報及びその全ての複製を速やかに返却し、又は、秘密情報及びその全ての複製が記載される全ての書面及び有形物を破棄し、かかる書面及び有形物並びにそれらの複製が破棄された旨、OIST に破棄証明を付して通知するものとする。

第9条 XX は、本契約がライセンスその他によって、秘密情報又は、これらの秘密情報に基づいて既に取得された若しくは今後取得される発明、特許、著作権、商標、その他の知的財産権に関する権利を付与するものではないことを認識し、これに同意する。XX は秘密情報を利用し、取り入れ、又はこれから派生した製品その他のアイテムを、いかなる目的であっても、作成し、作成させ、使用し、若しくは販売してはならない。

第10条 OIST は、本契約により秘密情報の正確性又は完全性について、明示又は黙示であるとを問わず、いかなる保証や表明をも行ったことはなく、また行わない。また、OIST は、XX に対し、秘密情報の使用に関連若しくは起因する責任、又は秘密情報に含まれる誤り若しくは脱漏による一切の責任を負わないものとする。

第11条 XX は、本契約を履行するのに必要な場合を除き、いかなる形においても秘密情報を複製してはならない。XX による秘密情報のいかなる複製物も OIST の財産に留まるものとし、OIST から書面による承諾を得ない限り、原本に記されているあらゆる秘密や所有権表示、又はクレジットを複製物にも表記するものとする。

第12条 OIST は、理由の有無を問わず、XX に対する30日前の書面通知をもって、本契約を解除することができる。

第13条 本契約の有効期間は、発効日から、別添1に記載の使用期間満了日又は前条の解除日のいずれか早い日までとする。ただし、第1条から第7条、第9条、第11条、第17条及び第18条の規定は、本契約の有効期間満了後もなお3年間、第10条、第14条、第15条、第16条及び第19条の規定は、本契約の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

第14条 本契約は、法の抵触の原則の適用を排除して、日本法に準拠し解釈されるものとする。本契約から生じ又は本契約に関連する当事者間における全ての紛争、論争、又は

For discussion purpose only: (案)

意見の相違については、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。本契約は、両当事者の署名(記名押印)された書面によってのみ変更される。

第15条 XX は、本契約上の違反をした場合、回復不能な損害を OIST に与えかねないものであることを認識し、本契約上の違反によって OIST が被った直接かつ現実に生じた損害を賠償する責任を負うほか、本契約に基づき OIST が差止命令による救済を求める権利を持ち、また OIST が管轄裁判所によって認められる更なる救済手段を講ずることができることに同意する。

第16条 本契約のいずれかの規定が、関係当局に執行不能又は無効と判断される場合は、その執行不能や無効性によって本契約の全てを執行不能又は無効とせず、執行不能や無効に該当する規定をその規定の趣旨に即し法や裁判所の決定の範囲内で変更及び解釈するものとする。

第17条 XX は、OIST の書面による事前承諾を得ない限り本契約に基づきいかなる権利若しくは義務を譲渡又は移転してはならない。ただし、XX は、合併、買収、又は全資産若しくは実質的全ての資産の売却による承継者に対しては、OIST に対し事前通知を行うことによって、本契約を譲渡することができる。

第18条 XX は、本契約によって OIST から得た技術的データ又はかかるデータを用いた製品を、輸出にあたって日本国又は政府機関から輸出許可その他の政府の承諾を要する国に対して、当該許可又は承諾を得ずして、直接間接を問わず輸出してはならない。

第19条 本契約に基づいて許可され若しくは要求される全ての通知又は報告は、書面によるものとし、直接交付、電子メール、ファックス送信、配達証明郵便又は受領通知を必須とした書留郵便により送付されるものとする。各送付について、直接交付の際、郵便に付してから5日後、又は電子送信の受領を認識した際に、それぞれ到達したものとみなす。通知は本契約書末尾に記載された住所又は各当事者により書面通知より10日前までに文書にて通知された住所へ送付されるものとする。

****以上 - 署名(記名押印)次頁****

For discussion purpose only: (案)

以上を証するため、両当事者は本契約を発効日に締結した。

[XX]

(住所)

記入してください。

[名称]

記入してください。

(役職・氏名)

[OIST]

沖縄県国頭郡恩納村字谷茶 1919 番地 1

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園

理事長 ダニエル・ザイフマン

For discussion purpose only: (案)

別添1

目的(使用目的)/使用期間

A)目的/使用期間

目的:

使用期間:

記入してください。

B)背景(あれば)

記入してください。